

平成30年度 第7回清里区地域協議会次第

日 時：平成30年12月18日(火)
午後4時から

場 所：清里区総合事務所 第3会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 所長あいさつ

4 報 告

(1) 総務・地域振興グループ報告事項

(2) 市民生活・福祉グループ報告事項

(3) 教育・文化グループ報告事項

5 協 議

(1) 自主的審議事項「中山間地域の振興」について

・意見のまとめ

(2) 清里区に係る平成31年度上越市地域活動支援事業の採択方針案について

・採択方針案の協議について

・・・・・・資料1

・方針案等について

・・・・・・資料2

資料2-2

6 その他

(1) 第8回清里区地域協議会の開催案について

日時：平成31年1月22日(火) 午後3時

会場：清里区総合事務所 第3会議室

7 閉 会

平成 30 年 12 月 4 日

清里区地域協議会
会長 笹川 幹 男 様

清里区総合事務所長 上 田 勇 栄

清里区に係る平成 31 年度の地域活動支援事業の採択方針案の
協議について（依頼）

標記の件について、清里区に係る採択方針について地域協議会として案を取りまとめ
いただくようお願いします。

平成31年度地域活動支援事業の採択方針案について

1 地域活動支援事業の目的

身近な地域における課題解決や地域の活力を向上するため、住民の自発的・主体的な地域活動を推進する。

2 清里区の採択方針

《優先して採択する事業》

清里区の地域課題の解決や地域の活性化に取り組む活動を支援します。「私たちの地域を、もっと住みやすくする」ために、地域住民等が自主的・主体的に取り組む、新規性・発展性のある事業を優先して採択します。

- (1) 地域の健康福祉、青少年の健全育成を図る事業
- (2) 地域の歴史文化、スポーツ活動を図る事業
- (3) 地域の環境改善、景観づくり、自然環境保全を図る事業
- (4) 地域資源を活かした地域振興及び地域を担う人づくりを図る事業
- (5) 地域の安全・安心を図る事業

《その他の事業》

優先して採択する事業以外に、地域の課題を主体的に捉え、広く地域の活性化につながる事業

3 審査項目

順位	項目	内容	審査の方法
1	ア 基本審査	・提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認する。	適否を確認
2	イ 採択方針審査	・提案事業が「優先して採択する事業、その他の事業」に該当するかどうかを確認する。	適否を確認
3	ウ 共通審査	・提案事業が「共通審査項目の審査基準を満たしているか」を視点に採点する。	各項目を5点満点で採点

[共通審査]

審査項目	審査の視点	配点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。 	5点
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。 	5点
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。 	5点

④参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。	5点
⑤発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 ・助成事業等の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。	5点
合 計		25点

4 補助率等に関する事項

(1) 補助率

- ・補助率は、補助対象経費の100%以内とし、審査の結果、申請金額の減額や補助率を引き下げる場合がある。なお、備品購入を行う場合は、レンタル等で導入費用を節減できない理由や、後年度の活用予定、管理体制を明確にした任意の書類を申請時に添付する。

(2) 補助金額の上限及び下限

- ・補助金額は1件5万円以上とする。ただし、千円未満を切り捨てた額とする。

5 審査方法及び採択基準

- ・書類審査のほか、プレゼンテーションを原則として行う。

[審査方法]

①書類審査

②提案者によるプレゼンテーション

③採点票の記入

- ・各委員（無記名）は、評価結果を採点票に記入する

④採択基準

項 目	審査の方法	採 点 方 法 等
ア 基本審査	適否を確認	・審査する委員の過半数が、「不適合」とした場合は不採択とする。
イ 採択方針審査	適否を確認	・審査する委員の過半数が、「不適合」とした場合は不採択とする。
ウ 共通審査	各審査項目 5点満点で 採点	<ul style="list-style-type: none"> ・各項目それぞれ5点満点とし、傾斜配点はしない。 ・採点の目安（5点「優れている」・4点「やや優れている」・3点「普通」・2点「やや劣っている」・1点「劣っている」）とする。 ・審査する委員全員の合計点の平均点が、15点未満の場合は不採択とする。 <p>【変更案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各項目それぞれ5点満点し、傾斜配点はしない。 ・採点の目安（5点「優れている」・4点「やや優れている」・3点「普通」・2点「やや劣っている」・1点「劣っている」）とする。

		・審査する委員全員の合計点の平均点が、15点未満の場合は不採択とし、 <u>15点以上20点未満の場合は、補助希望額に9/10を乗じた額を補助金額の上限額とする。</u>
--	--	---

⑤採択すべき事業及び補助金額の決定

- ・共通審査基準の評点の高いものから順に採択すべき事業、補助金額を決定する。

6 日 程

(1) 平成31年度採択方針案の協議(依頼)

12月 4日(火) 総合事務所長から地域協議会長

(2) 採択方針案協議・決定

12月18日(火) 第7回地域協議会

月 日() 第8回地域協議会

(4) 採択方針案(報告)

月 日() 地域協議会長から総合事務所長

(5) 平成31年度採択方針決定

月 日() 市(総合事務所長)

(6) 平成31年度事業概要説明

月 日() 町内会長連絡協議会総会

(7) 事前相談(予定)

3月 1日(金)～3月31日(日)

(8) 事前相談の状況報告

月 日() 第 回地域協議会

(9) 提案書受付(予定)

4月 1日(月)～4月26日(金)

【参考 H30 年度】

(1) 平成30年度採択方針案の協議(依頼)

12月1日(金) 総合事務所長から地域協議会長

(2) 採択方針案協議・決定

12月20日(水) 第9回地域協議会

(3) 採択方針案(報告)

” 地域協議会長から総合事務所長

(4) 平成30年度採択方針決定

” 市(総合事務所長)

(5) 平成30年度事業概要説明

2月28日(水) 町内会長連絡協議会総会

(6) 事前相談

3月1日(木)～3月31日(土)

(7) 事前相談の状況報告

3月15日(木) 第11回地域協議会

(8) 1次募集

4月1日(日)～4月27日(金)

(9) 提案事業の状況報告

4月26日(木) 平成30年度第1回地域協議会

(10) 採択事業の審査(依頼)

5月1日(火) 総合事務所長から地域協議会長

(11) 審査(プレゼンテーション)

5月18日(金) 第2回地域協議会

(12) 審査(採択事業の決定)

5月25日(金) 第3回地域協議会

(13) 審査の結果(報告)

” 地域協議会長から総合事務所長

(14) 採択事業等の決定

” 市(総合事務所長)

(15) 採択結果通知及び交付申請依頼

” 総合事務所から事業提案者

平成31年度清里区の採択方針案

清里区の地域課題の解決や地域の活性化に取り組む活動を支援します。
「私たちの地域を、もっと住みやすくする」ために、地域住民等が自主的・主体的に取り組む、新規性・発展性のある事業を優先して採択します。

1 地域活動支援事業の目的

身近な地域における課題解決や地域の活力向上に向け、住民の自発的・主体的な地域活動を推進する。

2 優先して採択する事業

- (1) 地域の健康福祉・青少年の健全育成を図る事業
- (2) 地域の歴史文化・スポーツ活動を図る事業
- (3) 地域の環境改善、景観づくり、自然環境保全を図る事業
- (4) 地域の資源を活かした地域振興及び地域を担う人づくりを図る事業
- (5) 地域の安全・安心を図る事業

3 その他の事業

優先して採択する事業以外に、地域の課題を主体的に捉え、広く地域の活性化につながる事業

【運用方法案】

1 補助率・補助限度額等

- (1) 補助率は、補助対象経費の100%以内とし、審査の結果、申請金額の減額や補助率を引き下げる場合がある。なお、備品購入を行う場合は、レンタル等で導入費用を節減できない理由や、後年度の活用予定、管理体制を明確にした任意の書類を申請時に添付する。
- (2) 補助金額は1件5万円以上とする。ただし、千円未満を切り捨てた額とする。

2 事前相談期間（予定）

平成31年3月1日（金）から3月31日（日）※相談日時の事前連絡

3 募集期間（予定）

平成31年4月1日（月）から4月26日（金）※提案書提出日時の事前連絡

4 審査方法及び採択基準

- (1) 書類審査のほか、プレゼンテーションを原則として行う。
- (2) 基本審査、採択方針の審査は、地域活動支援事業の目的、清里区の採択方針それぞれについて、審査する委員の過半数が「不適合」とした場合は不採択とする。
- (3) 共通審査基準は、各項目それぞれ5点満点とし、傾斜配点はしない。
- (4) 共通審査基準を審査する委員全員の合計点の平均点が15点未満の場合は不採択とする。
- (5) 採択すべき事業及び補助金額は、共通審査基準の評点の高いものから順に採択する。

【変更案】

- (4) 共通審査基準を審査する委員全員の合計点の平均点が15点未満の場合は不採択とし、15点以上20点未満の場合は、補助希望額に9/10を乗じた額を補助金額の上限額とする。

地域活動支援事業における傾斜配分案

得点 取得率	平均 得点	補助率		過去3年分のデータ																	
		案1	案2	H28				H29				H30									
				1次募集	2次募集	構成比率 (案1)	構成比率 (案2)	1次募集	2次募集	3次募集	構成比率 (案1)	構成比率 (案2)	1次募集	構成比率 (案1)	構成比率 (案2)						
100%	25	100%	100%			70%	70%				42%	42%		67%	67%						
96%	24																				
92%	23																				
88%	22																1				
84%	21							1	1							1	1	1			1
80%	20							4	1							2					4
76%	19	90%	90%	2	1	30%	30%	4	1	1	58%	58%	1	33%	33%						
72%	18															1			1		
68%	17																			1	
64%	16	80%	90%			0%	0%				0%	0%		0%	0%						
60%	15																				
56%	14	不採択	不採択																		
52%	13																				
48%	12																				
44%	11																				
40%	10																				
36%	9																				
32%	8																				
28%	7																				
24%	6																				
20%	5																				
16%	4																				
12%	3																				
8%	2																				
4%	1																				
0%	0																				
				全10事業				全12事業				全9事業									